

【平塚市まちづくり条例施行規則第52条「公益施設用地の確保」関係】

担当 社会教育部 中央公民館 電話 35 - 8123

- 1 条例施行規則第52条第1項第2号の別に定める基準のうち、公民館に関する基準は、次のとおりとする。
  - (1) 設置基準として、公民館は原則として1小学校区に1公民館を設置するものとする。
  - (2) 規則に定める事業者が確保する公民館用地の面積は、原則として1館2,000㎡以上とする。
  - (3) 事業者が確保する公民館用地（以下「用地」という。）の立地条件は、次の各号に掲げるものとする。
    - ア 日照、通風、排水がよく、かつ、洪水、津波、地滑り、がけ崩れ等災害のおそれのない位置であること。
    - イ 用地は平坦であり、平塚市建築基準条例（平成19年条例第33号）に規定する興行場等としての接道要件を確保すること。
    - ウ 都市計画、地域開発等が定められ、また予想される場合には、その将来の動向を考慮した位置であること。
  - (4) その他、事業者は、この基準に定めるもののほか必要な事項は、平塚市教育委員会と協議をするものとする。